

令和3年9月27日

令和3年度第6回美浦村定例教育委員会議案

美浦村教育委員会

日 時 令和3年9月27日(月)  
午前9時30分～  
場 所 美浦村役場3階大会議室

## 日 程

1. 開会
2. 第5回定例教育委員会 書面会議意見書への回答について
3. 付議事項
  - 議案第1号 美浦村保育の必要性の認定に関する規則の一部を改正する規則
  - 議案第2号 美浦村立幼稚園管理規則の一部を改正する規則
  - 議案第3号 美浦村立大谷保育所運営規程の一部を改正する規程
  - 議案第4号 美浦村立木原保育所運営規程の一部を改正する規程
4. その他
5. 閉会

## 第5回定例教育委員会 書面会議意見書への回答について

### 【意見(1) その他 自由記載欄】

まもなく夏休みが終わり、学校生活が始まります。心配なことは、新型コロナウイルスの感染拡大です。特に、感染者の低年齢化が進んでいるからです。

この状況で通常登校としても良いのでしょうか。部活動を実施しても良いのでしょうか。運動会（体育祭）を実施しても良いのでしょうか。心配です。

8月25日の新聞情報によると、『水戸市のある小学校では24日、児童を短時間登校させ、タブレット端末を渡した。宿題の一部を提出したら用事は終わり。（中略）同市では27日から2学期が始まるはずだったが、月内は臨時休校に。27、30、31日を端末を使った自宅学習に切り替えた。市教育委員会は「今後、授業を自宅で受けることがあるかもしれない。端末を使った学習を試す要素もある」と話す。』

また、8月26日の新聞情報では、守谷市がオンラインでの授業を再開した、とあります。感染防止のため、当面、分散登校やオンライン授業で対応する自治体もあるなど、全国各地でその状況に応じた対応が取られているとの情報です。

本村では、7月15日以降、幼稚園、保育所、小学校、中学校と陽性者が出ております。今年1月の対応のように、陽性者が出るたびに学年閉鎖などで対応するしか方法はないようですが、どうも今回のデルタ株は「強い」ようです。私の知人の近辺では、全く症状のない人がPCR検査をしたら陽性であったとのこと。発熱もせきも全く出ていなかったとのこと。

9月の授業開始前に、さらなる感染防止策を講じる必要があるのではないのでしょうか。国は9月上旬に学校に検査キットを配布するとの情報がありますが、今までの感染症の対策を基本にしながらも、全教職員のワクチン接種を進めたり、早急に抗原検査の簡易キットを入手して、運動会（体育祭）開始前のもとより、日常的に検査体制を強めたり、少人数での授業形態にしたり、すぐにオンライン学習に移行できるようにしたりするなど、早急な対応が必要ではないかと考えます。

## 議案第 1 号

美浦村保育の必要性の認定に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 3 年 9 月 2 7 日提出

美浦村教育委員会教育長 富 永 保

美浦村保育の必要性の認定に関する規則の一部を改正する規則

美浦村保育の必要性の認定に関する規則（平成 2 6 年美浦村規則第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「の 6 0 時間以上」を「6 4 時間以上（1 日 4 時間以上かつ月 1 6 日以上）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 4 年度の入所判定に係る美浦村保育の必要性の認定から適用する。

美浦村保育の必要性の認定に関する規則新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（保育の必要性の事由）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>(1) 一月あたりの<u>60時間以上</u>  <u>      </u>労働していることが常態であること。</p> <p>(2)～(12)（略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（保育の必要性の事由）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>(1) 一月あたり<u>64時間以上（1日4時間以上かつ月16日以</u>  <u>上）</u>労働していることが常態であること。</p> <p>(2)～(12)（略）</p> <p>2 （略）</p>

議案第 2 号

美浦村立幼稚園管理規則の一部を改正する規則

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 3 年 9 月 2 7 日提出

美浦村教育委員会教育長 富 永 保

美浦村立幼稚園管理規則の一部を改正する規則

美浦村立幼稚園管理規則（昭和 4 1 年美浦村教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 項中「伝染病」を「感染症」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

美浦村立幼稚園管理規則新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（幼児の出席停止）</p> <p>第10条 園長は、<u>伝染病</u>にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある幼児があるときは、その保護者に対し当該幼児の出席停止を指示することができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（幼児の出席停止）</p> <p>第10条 園長は、<u>感染症</u>にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある幼児があるときは、その保護者に対し当該幼児の出席停止を指示することができる。</p> <p>2 （略）</p>

### 議案第3号

美浦村立大谷保育所運営規程の一部を改正する規程

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和3年9月27日提出

美浦村教育委員会教育長 富 永 保

美浦村立大谷保育所運営規程の一部を改正する規程

美浦村立大谷保育所運営規程（平成27年美浦村教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 2 所長は、特別の事情があると認めるときは、前項に規定する特定教育・保育を行う日においても、臨時に休所日を設けることができる。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

美浦村立大谷保育所運営規程新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（特定教育・保育を行う日）</p> <p>第6条 当所の保育を提供する日は，月曜日から土曜日までとする。ただし，国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日，12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日を除く。</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>（特定教育・保育を行う日）</p> <p>第6条 当所の保育を提供する日は，月曜日から土曜日までとする。ただし，国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日，12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日を除く。</p> <p><u>2 所長は，特別の事情があると認めるときは，前項に規定する特定教育・保育を行う日においても，臨時に休所日を設けることができる。</u></p>

議案第 4 号

美浦村立木原保育所運営規程の一部を改正する規程

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 3 年 9 月 2 7 日提出

美浦村教育委員会教育長 富 永 保

美浦村立木原保育所運営規程の一部を改正する規程

美浦村立木原保育所運営規程（平成 2 7 年美浦村教育委員会訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 2 所長は、特別の事情があると認めるときは、前項に規定する特定教育・保育を行う日においても、臨時に休所日を設けることができる。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

美浦村立木原保育所運営規程新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(特定教育・保育を行う日)</p> <p>第6条 当所の保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日を除く。</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>(特定教育・保育を行う日)</p> <p>第6条 当所の保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日を除く。</p> <p><u>2 所長は、特別の事情があると認めるときは、前項に規定する特定教育・保育を行う日においても、臨時に休所日を設けることができる。</u></p>

令和3年9月27日

令和3年度第6回美浦村定例教育委員会議案

(別冊資料)

美浦村教育委員会

## 目 次

議案第 1 号資料	【改正前】	美浦村保育の必要性の認定に関する規則の一部を改正する 資料… P
議案第 2 号資料	【改正前】	美浦村立幼稚園管理規則の一部を改正する規則 資料… P
議案第 3 号資料	【改正前】	美浦村立大谷保育所運営規程の一部を改正する規程 資料… P 19
議案第 4 号資料	【改正前】	美浦村立木原保育所運営規程の一部を改正する規程 資料… P 13

○美浦村保育の必要性の認定に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条の規定による認定（以下「保育の必要性の認定」という。）に関し、必要な基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(保育の必要性の事由)

第3条 小学校就学前子どものうち、その保護者のいずれもが次の各号のいずれかの事由に該当するものを法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども（以下「保育を必要とする子ども」という。）とする。

- (1) 一月あたりの60時間以上労働していることが常態であること。
- (2) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (4) 同居の親族（長期間入院している親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (6) 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
- (7) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。
- (8) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。
- (9) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる

こと。

(10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること（前号に該当する場合を除く。）。

(11) 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。

(12) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するとして村長が認める事由に該当すること。

2 前項の規定にかかわらず、村は、保育を必要とする子どもが次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、その保育の必要性の基準を調整することができる。

(1) 同居の親族その他の者による保育を受けることができる状態であること。

(2) 前号に掲げるもののほか、保育の必要性の基準を調整することが適当であると村長が認める状態であること。

（保育必要量の認定）

第4条 保育必要量は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条の規定により認定するものとする。

（優先保育の事由）

第5条 保育を必要とする子どもが次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、優先的に保育を行うものとする。

(1) ひとり親世帯に属している場合

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている世帯のうち、保護者の就労により自立が見込まれる世帯に属している場合

(3) 世帯の生計を維持するために就労していた保護者が失業し、当該保護者又はその他の保護者が速やかに就労することが必要な世帯に属している場

合

(4) 虐待を受けるおそれがある状態その他社会的養護が必要な状態にある場

合

(5) 障がいをもっている場合

(6) 保護者が育児休業後に復職し、又は復職する予定である場合

(7) 保育を受けようとする保育所又は認定子ども園（以下この号において「保育所等」という。）が、兄弟姉妹が現に保育を受け、又は受けようとする保育所等と同一である場合

(8) 地域型保育事業による保育を受けていた場合

(9) 前各号に掲げる事由に類すると村長が認める状態にある場合

（補則）

第6条 この規則に定めるもののほか、保育の必要性の認定に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、法の施行の日から施行する。

○美浦村立幼稚園管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第1項の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(入園の資格)

第2条 幼稚園に入園することができる者は、美浦村に居住し満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

(幼児の募集及び選抜)

第3条 幼稚園の幼児の募集及び選抜に関して必要な事項は、教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が定め、毎年これを告示するものとする。

(学級の編成)

第4条 幼稚園の学級は、園長が編成する。

2 前項に規定する学級は、学年の始めの日の前日において同じ年齢にある幼児で編成し、1学級の幼児数は3歳児学級は20人以下とし、4歳児学級及び5歳児学級は35人以下を原則とする。

3 園長は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、教育長の承認を得て、異なる年齢の幼児で編成することができるものとする。

(教育課程の編成)

第5条 幼稚園の教育課程は、幼稚園教育要領により園長が編成する。

2 園長は、前項に規定する教育課程を編成するに当たっては、幼児の心身の発達上の特質を考慮し、かつ、適切な経験領域に則して編成しなければならない。

3 園長は、翌年度において実施する教育課程を教育課程編成書（様式第1号）により毎年3月31日までに教育長に届け出なければならない。

4 園長は、当該年度の教育課程の実施状況を、教育課程実施状況報告書（様式第2号）により翌年度の4月30日までに教育長に報告しなければならない。

(遠足の実施)

第6条 園長は、幼児の遠足を実施しようとするときは、遠足実施届（様式第

3号)により実施3日前までに教育長に届け出なければならない。

(職員)

第7条 幼稚園に学校教育法(昭和22年法律第26号)第27条に規定する園長、教頭及び教諭を置く。

2 前項に規定する職員のほか、必要により、主任教諭及び事務職員を置くものとする。

(学校医の委嘱)

第8条 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、教育委員会が、園長の意見を聞いてこれを委嘱する。

(保育証書の授与)

第9条 園長は、幼稚園の課程を終了した幼児に対し、保育証書(様式第4号)を授与しなければならない。

(幼児の出席停止)

第10条 園長は、伝染病にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある幼児があるときは、その保護者に対し当該幼児の出席停止を指示することができる。

2 園長は、前項に規定する指示を行ったときは、出席停止指示報告書(様式第5号)により、その状況を教育長に報告しなければならない。

(職員の園務分掌)

第11条 所属職員の園務分掌は、園長が定める。

(表簿)

第12条 幼稚園において備えなければならない表簿は、法令その他に別に定めのあるもののほか、おおむね次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 保育証書台帳
- (2) 例規及び重要報告書綴
- (3) 職員進退関係綴
- (4) 請願届出書類
- (5) 当直日誌

2 前項に規定する表簿中第1号及び第2号は永年、第3号は10年間、その他の表簿は3年間これを保存しなければならない。

(準用)

第13条 この規則に定めるもののほか、幼稚園の管理及び運営に関し必要な事項は、美浦村立学校管理規則（昭和48年美浦村教育委員会規則第2号）第2条から第4条まで及び第19条から第30条まで並びに第32条の規定を準用する。この場合において「学校」とあるのは「幼稚園」と、「校長」とあるのは「園長」と、「児童、生徒」とあるのは「幼児」と読み替えるものとする。

（委任）

第14条 この規則の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年教委規則第1号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成14年教委規則第4号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年教委規則第5号）

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成20年教委規則第1号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年教委規則第9号）

この規則は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年規則第23号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条第3項関係)

記 号第 号  
平成 年 月 日

美浦村教育委員会教育長 殿

美浦幼稚園長 氏 名 印

教 育 課 程 編 成 書

次のとおり 年度の教育課程を下記により編成しましたのでお届けします。

記

1 幼稚園の教育目標

- (1) 教育目標
- (2) 重点目標又は努力目標

2 教育課程編成の基本方針

注 幼稚園における教育課程編成する上で、基本とする考え方、特色ある教育課程等について

- (1)
- (2)
- (3)

3 保育時数及び時数の運用

(1) 年間保育日数

学 期 \ 年 次	1年保育児	2年保育児	3年保育児
第 1 学 期			
第 2 学 期			
第 3 学 期			
計			

(2) 年間保育時数

年 間 週 数( 週)			
区 分 \ 年	1年保育児	2年保育児	3年保育児
	年 間 時 数	年 間 時 数	年 間 時 数
健 康			
人 間 関 係			
環 境			
言 葉			
表 現			
合 計			

様式第2号(第5条第4項関係)

記 号第 号  
平成 年 月 日

美浦村教育委員会教育長 殿

美浦幼稚園長 氏 名 印

教育課程実施状況報告書

次のとおり 年度の教育課程の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1 実施の状況

注 実施の状況については、教育課程編成の方針について成果を記述する。

2 保育時数

各年次において実施した年間保育時数は、次のとおりである。

		年 間 週 数( 週)					
区分	年	1年保育児		2年保育児		3年保育児	
		予定時数	実施時数	予定時数	実施時数	予定時数	実施時数
健	康						
人	間						
環	境						
言	葉						
表	現						
合	計						

様式第3号(第6条関係)

遠 足 実 施 届

第 号 年 月 日	
美浦村教育委員会教育長 殿	
美浦幼稚園長 氏名印 <input type="checkbox"/>	
実 施 期 日	
目 的 地	
実 施 方 法	参加予定幼児数
	出発帰園時刻
	幼児1人当りの経費
	利用する交通機関名
	その他参考となるべき事項

様式第4号(第9条関係)

契  
印

第 号

保 育 証 書

(幼 児 氏 名)

年 月 日生

幼稚園の課程を修了したことを証する。

年 月 日

美浦村立美浦幼稚園長 氏名印



様式第5号(第10条第2項関係)

出席停止指示報告書

年 月 日 第 月 号
美浦村教育委員会教育長 殿
美浦幼稚園長 氏名印 <input type="checkbox"/>
幼児の氏名
保護者の住所氏名
出席停止を指示した理由及び期間
出席停止を指示した年月日
その他参考となるべき事項

○美浦村立大谷保育所運営規程

(施設の名称等)

第1条 美浦村が設置する保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 美浦村立大谷保育所

(2) 所在地 美浦村大字信太2616番地の1

(施設の目的)

第2条 大谷保育所（以下「当初」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の規定に基づき、保育を必要とする乳児又は幼児に対して適切な環境を確保し、心身の健全な成長を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当所は、子どもの人権や主体性を尊重し、人間性豊かな子どもの育成を目指す。

2 保育・教育の提供に当たっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、利用子どもの意思及び人格を尊重して保育・教育を提供するよう努める。

3 当所は、保護者や地域社会と力を合わせた運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。

(提供する特定教育・保育の内容)

第4条 当所は、児童福祉法、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な教育・保育を提供する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当所が保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 所長1人（常勤専従）

所長は、保育・教育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 副所長又は主任保育士 1 人(常勤専従)

副所長又は主任保育士は、所長を補佐するとともに、保育計画の立案や利用子どもの保護者から育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。

(3) 保育士 17 人

保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づくすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育業務を行う。

(4) 看護師 1 人

看護師は、子どもの健康管理や疾病異常、事故発生時の緊急処理、保育所全般の衛生管理や感染症予防対策を行う。

(5) 生活介助員 1 人

生活介助員は、生活の援助が必要な乳幼児の生活介助を行う。

(6) 栄養士 1 人 (外部委託：木原保育所と兼務)

栄養士は、子どもの給食献立作成、栄養管理の他、個々の発達に合わせた離乳食や間食の提供、アレルギーを持つ乳幼児に対する食事指導など、食生活に関する相談指導など、当所全般の食育を行う。

(7) 調理員 3 人 (外部委託)

調理員は、栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(8) 嘱託医 1 人

嘱託医は、利用子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(9) 嘱託歯科医 1 人

嘱託歯科医は、利用子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科健診、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(特定教育・保育を行う日)

第 6 条 当所の保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、1 月 29 日から 31 日及び翌年 1 月 1 日から 1 月 3 日を除く。

(特定教育・保育を提供する時間)

第7条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時30分から18時30分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時30分から16時30分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は7時30分から8時30分まで又は16時30分から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(利用者負担その他の費用等)

第8条 当所の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、村に対し、居住地の市町村により決定された利用者負担額を支払うものとする。ただし、3歳以上児の利用者負担額については無償とする。

2 前項に定めるもののほか、別表1又は2に掲げる当所の教育・保育において提供する便宜に要する費用については、支給認定保護者より実費の負担を受ける。

(利用定員)

第9条 利用定員は、次のとおりとする。

年齢区分 認定区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
2号	—	—	—	21人	21人	21人	63人
3号	12人	22人	23人	—	—	—	57人
合計	12人	22人	23人	21人	21人	21人	120人

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第10条 当所は、市町村が行った利用調整により当所の利用が決定されたときかつ保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

2 保育の利用開始にあたっては必要な事項を記載した書面により、当該利用子どもの支給認定保護者とその内容を確認する。

3 当所の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取消したとき。
- (2) 支給認定保護者から当所利用の取消しの申出があったとき。
- (3) 市町村が当所の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

（緊急時等における対応方法）

第11条 当所は、特定教育・保育の提供中に、利用子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用子どもの家族等に連絡するとともに、嘱託医又は利用子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。

- 2 特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、子育て支援課及び支給認定保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 利用子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（非常災害対策）

第12条 当所は、非常災害に関する消防計画等を作成し、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上、避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

（虐待の防止のための措置）

第13条 当所は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

（秘密保持）

第14条 当所の職員は、業務上知り得た利用子ども及び支給認定保護者の秘密を保持する。

- 2 地域子ども・子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。
- 3 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

（苦情解決）

第15条 当所は、保護者等からの相談や事業全般に係る要望、苦情に適切に対応する体制を整えるために、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委

員会を設置し、苦情に対して必要な措置を講じる。

- 2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。
- 3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(記録の整備)

第16条 当所は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- (1) 保育の提供に当たっての計画
- (2) 保育に係る必要な事項の提供の記録
- (3) 市町村への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他の事項)

第17条 この規程に定めるもののほか、保育所の管理に必要な事項は、所長がその都度定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年教委訓令第2号)

この規程は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年教委訓令第5号)

この規程は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (平成31年教委訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和元年教委訓令第5号)

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年教委訓令第4号)

この訓令は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則 (令和3年教委訓令第3号)

この訓令は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

1 保護者会費	年間 3,600円 (観劇代, 運動会・クリスマス会・進級等事業及びプレゼント代, 慶弔費等)
2 日本スポーツ振興センター掛金	年間240円(掛金の一部)を負担。 事故に備え, 全所児が加入する。
3 新年度教材費	クレヨン・はさみ・カラー帽子等個人で使用する用品を入所時に希望購入 使用する用品・集金額は年齢によって異なる。
4 各自用意するもの	保育所指定の園服, 紺半ズボン, カバン (3歳以上児) ・お昼寝用の布団, コップ・おしぼりなど
5 副食費	月額4,400円(3歳以上児) ※年収360万円未満相当世帯の子ども及び全ての世帯の第3子以降の子どもに対する副食(おかず・おやつ等)の費用については免除とする。

別表2 特定教育・保育の質の向上を図るために要する費用

項目	内容, 負担を求める理由, 目的	金額
親子遠足 (3・4・5歳児)	バス代・入園料	約6,000円
5歳児園外保育	バス代・入園料	約5,000円

○美浦村立木原保育所運営規程

(施設の名称等)

第1条 美浦村が設置する保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 美浦村立木原保育所
- (2) 所在地 美浦村大字木原1516番地

(施設の目的)

第2条 木原保育所（以下「当所」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の規定に基づき、保育を必要とする乳児又は幼児に対して適切な環境を確保し、心身の健全な成長を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当所は、子どもの人権や主体性を尊重し、人間性豊かな子どもの育成を目指す。

- 2 保育・教育の提供に当たっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、利用子どもの意思及び人格を尊重して保育・教育を提供するよう努める。
- 3 当所は、保護者や地域社会と力を合わせた運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。

(提供する特定教育・保育の内容)

第4条 当所は、児童福祉法、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な教育・保育を提供する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当所が保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 所長1人（常勤専従）

所長は、保育・教育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 副所長又は主任保育士 1 人（常勤専従）

副所長又は主任保育士は、所長を補佐するとともに、保育計画の立案や利用子どもの保護者から育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。

(3) 保育士 11 人

保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づくすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育業務を行う。

(4) 看護師 1 人

看護師は、子どもの健康管理や疾病異常、事故発生時の緊急処理、保育所全般の衛生管理や感染症予防対策を行う。

(5) 生活介助員 2 人

生活介助員は、生活の援助が必要な乳幼児の生活介助を行う。

(6) 栄養士 1 人（外部委託：大谷保育所と兼務）

栄養士は、子どもの給食献立作成、栄養管理の他、個々の発達に合わせた離乳食や間食の提供、アレルギーを持つ乳幼児に対する食事指導など、食生活に関する相談指導など、当所全般の食育を行う。

(7) 調理員 3 人（外部委託）

調理員は、栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(8) 嘱託医 1 人

嘱託医は、利用子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(9) 嘱託歯科医 1 人

嘱託歯科医は、利用子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科健診、職員及び保護者への相談・指導を行う。

（特定教育・保育を行う日）

第 6 条 当所の保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、1 月 29 日から 31 日及び翌年 1 月 1 日から 1 月 3 日を除く。

（特定教育・保育を提供する時間）

第7条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時30分から18時30分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時30分から16時30分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は7時30分から8時30分まで又は16時30分から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(利用者負担その他の費用等)

第8条 当所の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、村に対し、居住地の市町村により決定された利用者負担額を支払うものとする。ただし、3歳以上児の利用者負担額については無償とする。

2 前項に定めるもののほか、別表1又は2に掲げる当所の教育・保育において提供する便宜に要する費用については、支給認定保護者より実費の負担を受ける。

(利用定員)

第9条 利用定員は、次のとおりとする。

年齢区分 認定区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
2号	—	—	—	14人	14人	14人	42人
3号	8人	15人	15人	—	—	—	38人
合計	8人	15人	15人	14人	14人	14人	80人

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第10条 当所は、市町村が行った利用調整により当所の利用が決定されたときかつ保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

2 保育の利用開始にあたっては必要な事項を記載した書面により、当該利用子どもの支給認定保護者とその内容を確認する。

3 当所の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取消したとき。
- (2) 支給認定保護者から当所利用の取消しの申出があったとき。
- (3) 市町村が当所の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第11条 当所は、特定教育・保育の提供中に、利用子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用子どもの家族等に連絡するとともに、嘱託医又は利用子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。

- 2 特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、子育て支援課及び支給認定保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 利用子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第12条 当所は、非常災害に関する消防計画等を作成し、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上、避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第13条 当所は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第14条 当所の職員は、業務上知り得た利用子ども及び支給認定保護者の秘密を保持する。

- 2 地域子ども・子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。
- 3 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

(苦情解決)

第15条 当所は、保護者等からの相談や事業全般に係る要望、苦情に適切に対応する体制を整えるために、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委

員会を設置し、苦情に対して必要な措置を講じる。

- 2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。
- 3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(記録の整備)

第16条 当所は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- (1) 保育の提供に当たっての計画
- (2) 保育に係る必要な事項の提供の記録
- (3) 市町村への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他の事項)

第17条 この規程に定めるもののほか、保育所の管理に必要な事項は、所長がその都度定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年教委訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年教委訓令第4号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (平成31年教委訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和元年教委訓令第6号)

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年教委訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則 (令和3年教委訓令第4号)

この訓令は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

1 保護者会費	年間 3,600円 (観劇代, 運動会・クリスマス会・進級等事業及びプレゼント代, 慶弔費等)
2 日本スポーツ振興センター掛金	年間240円(掛金の一部)を負担。 事故に備え, 全所児が加入する。
3 新年度教材費	クレヨン・はさみ・カラー帽子等個人で使用する用品を入所時に希望購入 使用する用品・集金額は年齢によって異なる。
4 各自用意するもの	保育所指定の園服, 紺半ズボン, カバン (3歳以上児) ・お昼寝用の布団, コップ・おしぼりなど
5 副食費	月額4,400円(3歳以上児) ※年収360万円未満相当世帯の子ども及び全ての世帯の第3子以降の子どもに対する副食(おかず・おやつ等)の費用については免除とする。

別表2 特定教育・保育の質の向上を図るために要する費用

項目	内容, 負担を求める理由, 目的	金額
親子遠足 (3・4・5歳児)	バス代・入園料	約6,000円
5歳児園外保育	バス代・入園料	約5,000円